

# 議会改革の歩み



大阪府和泉市議会

## もくじ

はじめに	1
1. 議会改革に関する協議の場について	2
2. 個別項目の検討結果一覧	3
項目 1 議員定数	3
項目 2 議員報酬	5
項目 3 和泉市議会議員の政治倫理に関する条例制定	10
項目 4 政務活動費	11
項目 5 審議会等への参画見直し	14
項目 6 議長公用車の廃止	16
項目 7 議会映像の配信	17
項目 8 会派視察の廃止	21
項目 9 速記者派遣の廃止	22
項目 10 議長交際費	23
項目 11 傍聴者に対するアンケートの実施	24
項目 12 質問席の設置	24
項目 13 会議録	25
項目 14 一般質問の見直し	28
項目 15 決算審査特別委員会日程の見直し	29
項目 16 予算・決算審査特別委員会	29
項目 17 請願者の委員会出席	31
項目 18 ツイッター（現：X）による議会情報発信	32
項目 19 議会PRビデオ放映	33
項目 20 市議会だより改革	34
項目 21 市議会ホームページ改革	36
項目 22 定例会日程の見直し	38
項目 23 新型コロナウイルス感染症の対策	39
項目 24 タブレット端末	42
項目 25 UDトーク	44
項目 26 電子採決	45
項目 27 モニターへの資料表示	45
項目 28 議会図書室団体貸出	46
項目 29 オンライン研修会	46
項目 30 和泉市議会BCP	47
項目 31 和泉市議会の個人情報の保護に関する条例の制定	48
項目 32 和泉市議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定	48
項目 33 常任委員会における補正予算説明	49
項目 34 反問権	49
3. 議会改革・改善時系列表	50
4. 参考資料（語句説明）	53

## はじめに

議会改革は、2000年に施行された「地方分権一括法」により、地方には、自己決定・自己責任の自治が求められるようになりました。

この変化により、自ら課題に対して、その本質を掘り下げ、解決シナリオを作成し、予算や計画を実現する環境を整えながら、課題の解決に取り組むという、名実ともに「自治体」への進化が問われるようになりました。

そんな中、和泉市議会における議会改革においては、議会の自立権に基づき議会が自主的に市民の要求及び時代の流れを的確に把握しながら、議会が持つ権限の発揮、効率的かつ公開された議論など、「市民のため、市民と共に歩む議会」であることを主眼に改革が行われてまいりました。

今回、改革を行ってきた本市議会の経緯を明らかにし、さらに今後の改革を推し進めるために本書をとりまとめるものです。また、とりまとめにあたって、和泉市議会では「議会改革検討会議」を設置（平成18年～21年・平成24年～令和2年）、その後「議会改革活性化会議」を設置（令和5年～現在）し、数ある検討事項について協議を行い実現に至ったことが多数あることから、改革協議の中心である「議会改革検討会議」及び「議会改革活性化会議」での決定・協議事項を中心にとりまとめると共に、議会運営委員会、会派代表者会議などその他の会議で協議され実現に至った改革の内容も加えたいと思います。

なお、今回とりまとめた内容は、平成元年4月から令和7年12月までの内容であることを申し添えます。

今後も、「市民のため、市民と共に歩む議会」であることを認識し、議会機能の強化、公開性の向上等により、よりよい議会運営を実現するべく、自主的かつ積極的な議会改革を推し進めてまいりたいと思います。

令和8年3月 和泉市議会議長 山本 秀明

## 1. 議会改革に関する協議の場について

### ① 議会改革検討会議の発足

和泉市議会において、議会改革に大きく動き出す契機となったものは議会改革検討会議（以下「検討会議」という。）の設置があげられる。平成18年4月4日に始まった検討会議は、平成21年8月21日に一定の役目を終え解散するまで4年間で計21回の会議を重ねてきた。

検討会議の発足の経過は、平成18年にさかのぼるが、平成17年12月21日付けで和泉市町会連合会から和泉市議会に対しての質問状が提出され、その後、平成18年2月24日付けで、同会から和泉市議会への申し入れ書が同じく提出された。

その一連の内容は、市における財政健全化計画※1に対する議会の協力を仰ぐものであり、申し入れ事項について各会派の代表者が集う会派代表者会議※2の中で話し合われ、その中で「本申し入れ書のみではなく継続的に議会改革について話し合う機関が必要ではないか」との意見を受けて検討会議の設置が提案された。

検討会議は、任意会議として設置され、座長は議長が行い、検討委員については各会派から12名の議員を選出。選出された委員については毎年第3回定例会※3で行われる役員選挙※4後も継続して会議に出席するよう申し合わせを行い、継続的な会議体制を整えた。

### ② 議会改革検討会議の終着

平成18年4月4日に幕を開けた検討会議であったが、第21回の検討会議において、継続的に協議を行っていた議会映像配信について本格的な実施を決定したため、検討会議を終了することが決定した。

検討会議が一旦終了した後も、引き続き議会改革に取り組んできたが、平成24年第1回定例会で上程された議員報酬削減案が審議未了となったことから、平成24年4月9日に一つの会派から「議会改革に関する申し入れ書」が提出された。同年5月10日の会派代表者会議において協議された結果、再び議会改革検討会議が設置されることになった。その後、数年後には協議すべき案件がなくなったため、令和2年に検討会議を終了した。

### ③ 議会改革活性化会議の発足

議会改革検討会議の終了後に、本市議会を取り巻く状況も変化し、地方議会にも新たな取り組みが求められていること、また議会改革を推進するため、検討の場が改めて必要であることから、令和5年に議会改革活性化会議（以下「活性化会議」という。）が設置された。

委員構成は検討会議と同様、議会運営委員会の選出基準をもって各会派から選出し、座長は議長が行うことで決定した。

議会改革検討会議では、市民目線に立った「開かれた議会」をめざし、さらなる議会改革を推進するため議会改革全般について、今後も継続的に協議を行っていく。

## 2. 個別項目の検討結果一覧

### 項目 1-1 議員定数の削減

#### 発 議

平成18年2月、和泉市町会連合会からの申し入れにおける議員定数削減の提案について、和泉市は法定上限数が34名であったが、それを大きく下回る26名を条例定数としていた。

しかしながら、当時の背景には、和泉市では財政健全化計画が実施されており、市職員については給与2%カットを実施しているという現状があった。そのため議会としても財政健全化に協力するため、経費削減の効果がある議員定数について検討を行う。

#### 結 果

平成20年9月の改選を目途に協議を行う中で、「市の人口が増加している中で、市民の声を市政に反映させる役目を持つ議員を削減することは納得できない」等の理由で当初は現状維持とする会派が大半を占めた。その後、協議は平行線のままとなり、和泉市町会連合会からの申し入れに対し「現状維持支持会派4会派・定数削減支持会派3会派」という回答を行った。

平成20年2月5日の改革検討会議終了後、議員定数に関する結論には至らぬままの状態、定数削減支持会派が平成20年第1回定例会（平成20年2月29日開会）に議員提出議案として「市議会議員の選挙区及び選挙区において選挙する市議会議員の定数についての条例の一部を改正する条例制定について」を上程した。結果として3月26日の審議において賛成・反対双方の意見がある中、起立採決の結果、賛成多数で可決され、議員定数を2名削減することが決定した。

#### 協議経過

- ・議会改革検討会議  
（平成18年）4月26日、7月6日  
（平成19年）8月21日、11月19日、12月18日  
（平成20年）2月5日

#### 効 果

議員定数の削減により、財政健全化に資する。

#### 実 施

平成20年第1回定例会で「和泉市議会議員の選挙区及び選挙区において選挙する市議会議員の定数についての条例」を改正し、平成20年9月の改選時より議員定数を26名から24名に削減した。

## 項目 1-2 議員定数の削減

### 発議

令和元年7月の議会改革検討会議において、一部の会派から、「今後の本市の人口減少に伴い、生産人口の減少による税収減が見込まれることから、現状の議員定数について検討してほしい」との申し出があったため協議することとなった。

また、その後も議員からの意見等をもとに都度協議をした。

### 結果・協議経過

- ・議会改革検討会議  
(令和2年) 1月23日、4月28日
- ・会派代表者会議  
(令和2年) 6月18日
- ・議会運営委員会  
(令和2年) 6月19日
- ・議会改革検討会議  
(令和2年) 6月30日【議員定数削減の議員提出議案が提出されたことにより、  
議会改革検討会議での協議は終了することで決定】
  
- ・会派代表者会議  
(令和5年) 11月1日
- ・議会改革活性化会議  
(令和5年) 11月15日  
(令和6年) 1月19日【検討しないことで決定】  
(令和7年) 4月24日

## 項目 2-1 議員報酬の削減

### 発 議

市の財政状況悪化のため、平成17年度から財政健全化計画が実施されることに伴い、改革検討会議発足時から職員の給与が2%削減され、また、特別職※5の報酬も3%～5%削減されたことを受け、議員報酬についても検討を行う。

### 結 果

財政健全化計画に協力するため、議員報酬については、平成19年4月1日から任期満了となる平成20年9月30日までの間、時限立法として2%を削減することに決定。

また、平成20年第1回定例会には議員提出議案として、より議会の自主性を発揮しようと議員報酬10%削減(案)が上程されたが、賛成少数で否決された。

その後、平成20年9月の改選にあたり、2%削減措置が切れた後の対応を協議した結果、平成20年8月より報酬が6%～10%削減となった特別職に準じて、「10%削減すべき」等の意見も出されたが、議員については、地域手当や退職金等が存在しないなど特別職及び職員との扱いも異なるため、現状維持(通常支給)とする意見が多数を占め、現状維持という方針を出し協議を打ち切った。

### 協議経過

- ・ 議会改革活性化会議  
(平成18年) 4月4日、4月26日、5月29日、7月6日、8月21日  
【議員報酬2%削減決定(平成19年4月～平成20年9月改選まで)】
- ・ 会派代表者会議  
(平成20年) 10月24日
- ・ 議会運営委員会  
(平成20年) 11月4日、11月25日、12月15日 【現状維持とすることで決定】

### 効 果

議員報酬の削減により、財政健全化に資する。

### 実 施

平成18年第4回定例会で和泉市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例を改正し、平成19年4月1日から平成20年9月30日まで2%削減を実施。平成20年10月1日以降は通常支給。

## 項目 2-2 議員報酬の削減

### 発議

平成24年第1回定例会で、市職員及び特別職の給与・報酬減額の一部改正案が可決された。あわせて議員提出議案として議員報酬削減案が上程されたが審議未了となった。これをきっかけとして一会派から議長に対し議会改革に関する申し入れがあったことから会派代表者会議で協議した結果、2度目となる議会改革検討会議が設置され、議員報酬等について検討を行うことになった。

### 結果

平成24年第2回定例会を目途に、議員報酬の削減について、検討会議で議論を尽くすも合意には至らず議員個々の意志に委ねられることになる。これを受けて、第2回定例会では議員提出議案として、5%削減案（平成24年7月から平成28年3月まで）と、15%削減案（平成24年7月から平成25年3月まで）という2つの議案が上程され、起立採決の結果、前者の5%削減案が賛成多数で可決された。

### 協議経過

- ・会派代表者会議  
(平成24年) 5月10日【議会改革検討会議を設置することが決定】
- ・議会改革検討会議  
(平成24年) 5月17日、5月21日、5月28日、5月31日、6月7日  
【議員報酬削減について協議が重ねられたが、合意には至らず】

### 効果

議員報酬の削減により、財政健全化に資する。

### 実施

平成24年第2回定例会で和泉市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例を改正し、平成24年7月1日から平成28年3月31日まで5%の議員報酬削減を実施。

## 項目 2 - 3 議長、副議長及び議員報酬の日割支給

### 発 議

4年に1度の改選月における議長、副議長及び議員報酬並びに、新たに就任した議長、副議長及び議員・退任した議長、副議長の両者に対して、報酬を月割支給していた。

しかしながら、近隣各市においては日割支給を行っている市議会が大半であることから、改選において就任・退職した議員の報酬については日割支給の検討を行う。

### 結 果

改選月の報酬を日割支給にすることで議員年金に影響するかが懸念されたが調査の結果、受給できる議員年金には影響しないことが判明した。

これらの調査結果を踏まえ、改選において就任または退職した議員の報酬については日割計算により支給することに決定。なお、任期半ばに議員が死亡した場合は弔意を表す意味で当月分を満額支給することに決定。

### 協議経過

- ・ 議会改革検討会議

(平成18年) 8月21日

(平成19年) 8月21日、12月18日

(平成20年) 2月5日 **【決定】**

### 効 果

議員報酬の削減により、財政健全化に資する。

### 実 施

平成20年第2回定例会で「和泉市議会議員の報酬及び費用弁償等に関する条例」を改正し、平成20年7月1日（公布の日）から実施。

## 項目 2-4 議員報酬の見直し

### 発議

平成28年10月の会派代表者会議において、一部の会派から、「今後の本市の人口減少に伴い、生産人口の減少による税収減が見込まれることから、現状の報酬について検討してほしい」との申し出があったため協議することとなった。

また、その後も議員からの意見等をもとに都度協議をした。

### 結果・協議経過

- ・会派代表者会議

(平成28年) 10月11日【議会改革検討会議で協議することが決定】

- ・議会改革検討会議

(平成28年) 11月16日

(平成29年) 1月27日【議員報酬削減について協議が重ねられたが、合意には至らず】

- ・会派代表者会議

(平成30年) 1月11日【議員報酬の削減及び報酬審議会へ諮問について、合意には至らず】

- ・会派代表者会議

(令和5年) 11月1日【議会改革活性化会議で協議することが決定】

- ・議会改革活性化会議

(令和5年) 11月15日

(令和6年) 1月19日【検討しないことで決定】

- ・議会改革活性化会議

(令和7年) 4月24日【市長に対し、報酬審議会の諮問の申し入れを決定】、

5月22日【長期欠席議員の報酬に対する取り決めは行わないことで決定】

## 項目 2 - 5 議員報酬の月額 10%返納

### 発 議

新型コロナウイルス感染症対策の財源確保として、市長から議員報酬の返納について協力の申し入れがあったため、協議を行った。

### 結 果

令和2年4月の協議では、令和2年5月1日から令和2年度の改選（9月22日）まで月額の10%返納することで決定した。

令和2年11月の協議では、12月1日から令和3年3月31日まで月額の10%返納することで決定。

### 協議経過

- ・ 会派代表者会議  
(令和2年) 4月17日【議員報酬の返納について決定】
- ・ 議会改革検討会議  
(令和2年) 4月28日【令和2年度の改選まで月額の10%返納することで決定】
- ・ 会派代表者会議  
(令和2年) 11月16日【令和2年度末まで月額の10%返納することで決定】

### 効 果

議員報酬を月額の10%返納することにより、新型コロナウイルス感染症対策の財源を確保に資する。

### 実 施

令和2年第1回臨時会で「和泉市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例」を一部改正し、5月支給分から減額した。

令和2年第4回定例会で「和泉市議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例」を再度一部改正し、12月支給分から減額した。

## 項目 3 和泉市議会議員の政治倫理に関する条例制定

### 発 議

平成17年、本市において当時の市長が競争入札妨害容疑で逮捕されるという事件が起こった。それを受け、同年9月に行政運営改革検討委員会を設置し、平成18年4月13日付で「和泉市の入札・契約制度及び公正な職務遂行制度改革への提言」を市長あて提出した。

提言においては市政運営の両輪である、選挙で信任を受けた市長及び議員が市民の代表としての姿勢を明らかにするため、政治倫理条例の制定を求めており、議会においても提言を尊重し、制定に向け検討することで会派代表者会議において決定し、その内容・時期等について検討会議で協議を行うことになった。なお、市長については平成19年第1回定例会（平成19年3月1日開会）において制定し、平成19年4月1日より施行されている。

### 結 果

度重なる議論の中では、特に①第4条（市民等の調査請求権）の請求権について、議員にも付与すべきか、またその場合の人数②第5条（和泉市議会議員政治倫理審査会）の委員構成について、調査対象になった議員が属する会派の委員選出や、③同条において個人情報を含む内容が審査された場合の対応等が活発な意見交換の中心となった。

①については、議員にも付与し、その場合は議員定数の2分の1以上とする。（第4条）

②については、会派は複数名で構成されているため当該議員以外の委員を選出する。（第5条第2項）

③については、出席委員の3分2以上の判断で随時非公開とする対応をとる。（第5条第7項）上記のような条文で対応し、『和泉市議会議員の政治倫理に関する条例』を制定することに決定。

### 協議経過

・会派代表者会議

（平成19年）6月14日、6月27日

（平成19年）8月21日、12月18日

（平成20年）2月5日、4月11日、5月21日、11月4日、11月25日、12月15日

（平成21年）1月15日【決定】、2月6日【条例施行に伴う規則を決定】

### 効 果

議会・議員の綱紀粛正の向上。

### 実 施

平成21年3月25日付で「和泉市議会議員の政治倫理に関する条例」を制定し、平成21年4月1日から施行。

## 項目 4 - 1 政務調査費使途基準の内部規程

### 発 議

地方自治法の改正により政務調査費が法制化されたことに伴い、平成14年4月1日に「和泉市議会政務調査費の交付に関する条例」を制定し、使途基準の基本的な考え方について規程を設け、1円以上の支出について領収書の添付の義務付け等を実施している。

今回、近年の全国的な政務調査費※6に対する市民の関心が高まっていることから、政務調査費における使途基準の詳細規程の制定を含めた見直しの検討を行う。

### 結 果

議員活動に密接にかかわる政務調査費の使途基準の詳細規程ということで、当初現状維持とする会派と見直しをするべきという会派が拮抗したが、平成20年9月改選時からの新人議員の意見等を踏まえ、先例市を参考に政務調査費使途基準の内部規程を設けることに決定。

例：4. 資料購入費 所属する政党や政治団体等が発行する新聞、機関紙は不可  
7. 人件費 調査研究活動の補助員としての業務内容が不明確なアルバイトは不可

### 協議経過

・議会改革検討会議

(平成19年) 8月21日、12月18日

(平成20年) 2月5日、4月11日、5月21日、11月4日、11月25日、12月15日

(平成21年) 1月15日、2月6日、4月7日 【決定】

### 効 果

政務調査費の公正な執行の確保。

### 実 施

平成21年4月1日付で使途及び運用の具体的基準（内部規程）を制定し、平成21年4月支給分から適用。

## 項目 4-2 政務活動費の使途及び運用について

### 発 議

議員から、当時の事務所費に関する使途基準について、一般的な見解とは違うのではないのかと検討の申し入れがあったため協議することとなった。

### 結 果

政務活動費・使途及び運用の具体的基準（内部規程）の⑩事務所費の留意事項及び事例に『3親等以内、または生計を一にしている親族の所有物件の賃借料は不可』を追加し、適用時期については平成27年4月1日から決定。

また、政務活動費収支報告一覧表（平成26年度分から）をホームページに掲載することで決定。

### 協議経過

・議会改革検討会議

（平成27年）2月9日、7月27日、8月28日 【決定】

### 効 果

政務活動費の公正な執行の確保。

### 実 施

平成27年4月1日付適用で使途及び運用の具体的基準（内部規程）を一部改正し、また、政務活動費収支報告一覧表（平成26年度分から）をホームページに掲載。

## 項目 4 - 3 政務活動費の透明化について

### 発 議

当時の政務活動費に関する新聞報道等の指摘により、議員から政務活動費の透明化についての申し入れがあった。その中で①政務活動費の後払い、②領収書を含めてのホームページ公開、③使途基準の見直しを協議することとなった。

また同時に、別の議員から過去の政務活動費の返還実績を理由に、④政務活動費の減額について協議することとなった。

### 結 果

①政務活動費の後払いについては、会派によって意見が異なるため、現状どおり前払いとしながらも他市の状況を調査していくことで決定。

②領収書を含めた公開については、市の情報公開条例に基づき、非公開部分は黒塗りしてホームページに公開することで決定。

③使途基準にある「政務活動費に係る経費のうち、議員個々で按分が必要であると判断されたものについては上限を8割以内とする」を「政務活動費に係る経費のうち、議員個々で按分が必要であると判断されたものについては上限を8割以内とし、実態に即した按分率を使用する」と改めることで決定。

④合意が得られなかったため、現状どおりとすることで決定。

### 協議経過

・会派代表者会議

(平成28年) 10月11日

・議会改革検討会議

(平成28年) 11月16日

(平成29年) 1月27日 【①支払いは現状のまま前払いで他市の状況を調査することで決定】

3月21日 【②領収書のホームページ公開を決定、③使途基準の見直しを決定、④政務活動費の額は減額しないことで決定】、11月21日

(平成30年) 1月31日 【全ての提出された領収書及び政務活動費の使途基準のホームページ公開を決定】

・広報広聴委員会

(平成30年) 3月27日、4月10日、

6月29日 【政務活動費の領収書等及び使途基準のホームページレイアウトを決定】

### 効 果

政務活動費の透明性の確保。

### 実 施

平成29年3月に政務活動費・使途及び運用の具体的基準（内部規程）を一部改正し、平成30年7月に、政務活動費の平成29年度分からの会計帳簿及び領収書を公開することとなった。

## 項目 5 審議会等への参画見直し

### 発 議

市議会議員の審議会等への参画については、各審議会等の規則に規定されているところであるが、本来審議会等は、市長が政策形成を進めていく上で必要な諮問・調査を行うための機関として位置付けられている。そこに立法機関である議員が参画することについては、議会審議の公正な審議を阻害するなど審議会の趣旨に鑑みて「議員を執行機関の附属機関の構成員とすることは違法ではないが適当ではない」との行政実例※7（昭和28年1月21日）があり、検討を行う。

### 結 果

審議会等における議員の役割、各審議会等の審議内容を再確認し、まずは上位法等で議員の参画が義務付けられているもの（和泉市都市計画審議会・和泉市青少年問題協議会・和泉市民生委員推薦会）を除き、審議会等への参画を辞退、継続、また従前当て職で議長及び所管委員長となっている部分については担当正副委員長とするべきという見直し等の意見が出された。

度重なる検討の結果、下記のとおり決定。

### 参 画 辞 退

- ・和泉市人権擁護審議会 ・和泉市住居表示整備審議会 ・和泉市自転車等放置防止対策審議会
- ・和泉市勤労青少年ホーム運営委員会 ・泉北地域広域行政圏計画審議会
- ・和泉市人権文化センター運営委員会 ・和泉市立総合福祉会館運営委員会
- ・財団法人 和泉市産業・観光振興財団 ・財団法人 和泉市文化振興財団

### 参 画 継 続

- ・和泉市都市計画審議会 ・和泉市財産評価審査委員会 ・和泉市青少年問題協議会
- ・和泉市営住宅運営審議会 ・和泉市ごみ減量等推進審議会 ・和泉市民生委員推薦会
- ・和泉市農業委員会 ・和泉市内バス運行連絡協議会 ・和泉市医療対策協議会
- ・和泉市予防接種健康被害調査対策委員会

### 選出委員見直し

- ・和泉市幼児教育振興審議会 : 議長・地区割りによる6名 ⇒ 厚生文教正副委員長
- ・和泉市環境審議会 : 議長・都市環境委員長 ⇒ 都市環境正副委員長
- ・和泉市介護保険運営協議会 : 議長・厚生文教委員長 ⇒ 厚生文教正副委員長
- ・和泉市適正就学対策審議会 : 各校区割りによる ⇒ 厚生文教正副委員長  
+ 事案に関係する中学校区の議員（臨時委員）
- ・和泉市国民健康保険運営協議会 : 正副議長・厚生文教正副委員長 ⇒ 厚生文教正副委員長

※和泉市国民健康保険運営協議会のみ 平成22年8月1日から見直し

## 協議経過

### ・議会改革検討会議

(平成19年) 8月21日、12月18日

(平成20年) 2月5日、4月11日、5月21日、11月4日、11月25日、  
12月15日 【一部決定】

(平成21年) 1月15日 【一部決定】、2月6日、4月7日、5月13日 【一部決定】、  
6月17日 【決定】

## 効果

議会審議における公正性の確保。

## 実施

平成21年6月19日付け議長名において全議員及び市長あてに参画見直し結果を通知し、一部を除き平成21年第3回定例会（平成21年9月14日開会）役員選挙時から適用。

## 項目 6 議長公用車の廃止

### 発 議

平成 21 年 6 月に行われた市長選挙において当選した辻宏康市長は、選挙時に「市長公用車の廃止」を公約に掲げ、就任後、市長公用車廃止に取り組んだ。このことに伴い議会においても議長公用車のあり方について検討を行う。

### 結 果

議長公用車専任運転手の人件費及び維持経費とタクシーを使用した際の年間概算額（初乗り料金を勘案せず距離計算する）を比べたとき、タクシー利用の方が現状の半額程度で済むことになるため、廃止を決定。

### 協議経過

- ・ 議会改革検討会議  
（平成 21 年）6 月 17 日、7 月 23 日 【決定】
- ・ 会派代表者会議  
（平成 21 年）7 月 29 日 【最終決定】

### 効 果

議長公用車（人件費及び維持費）の廃止により、財政健全化に資する。

### 実 施

議会改革検討会議及び会派代表者会議での決定により、平成 21 年 9 月 1 日付けで議長公用車を廃止し、代用車についてはタクシーを用いる。

## 項目 7-1 議会映像配信の実施

### 発 議

議会改革の一環として、市民に開かれた議会の実現を図るべく、議会を議場において傍聴できない市民に対して、議会として積極的な情報発信をすることが、市政運営に対する市民の関心を高める機会にも繋がるものとして、議場で行われる本会議及び予算・決算審査特別委員会の映像配信を実施することが、議会運営委員会※8において決定された。その後、その実施方法についての協議は検討会議の場議論することで決定され、平成21年第3回定例会から映像配信を開始した。

また、その後も議員からの意見等をもとに都度協議をした。

本件については、項目が多数あるため以下の番号で整理を行う。

- ① 実施概要
- ② 撮影内容
- ③ テロップ表記
- ④ 傍聴者への配慮
- ⑤ 和泉市議会映像配信運営要綱の制定

#### ① 実施概要

撮影対象：平成21年9月～本会議※9（議案審議※10・一般質問※11・役員選挙）  
※臨時会※12含む

：平成22年9月～決算審査特別委員会※18・予算審査特別委員会※23

：令和7年2月～議会運営委員会

配信方法：インターネットライブ配信

【生中継を配信する時間は、配信を行う会議の開会から閉会までとする。】

（平22訓令1・平24訓令1・平24訓令3・一部改正）

市役所庁内テレビライブ配信

【本庁1号館2階市民課電子番号案内表示機（市行政情報PRディスプレイ）  
及び本庁2号館3階301号会議室】

※新庁舎移転後【1階マルチホールのモニターと6階屋上庭園前のモニター】

インターネット録画配信

【録画映像を配信する期間は、配信を開始した日から5年間とする】

（平22訓令1・令4訓令1・一部改正）

#### ② 撮影内容

起立表決時の撮影：表決においては、通常簡易表決※13とし、議案等を可決することに対する異議の有無を諮っている。しかしながら、反対意見（反対討論）がある議案等については起立表決を用いており、議会映像配信の導入にあたっては起立表決の場면을撮影することに決定。簡易表決時には、議長席のみを撮影することに決定。

※新庁舎移転後（令和3年5月～）は、本会議は電子表決のため、採決画面を撮影し、委員会の採決は起立表決のため、起立表決の場면을撮影している。

役選時の特別職の扱い：従来、慣例により正副議長選挙時には市長をはじめとする特別職には議場からの市役選時に特別職の議場からの退席を実施していない旨等を勘案し、正副議長選挙時、特別職を退席させないことに決定。

### ③ テロップ表記

議会映像配信時、パソコンのモニターや市役所庁内のテレビモニター等に表示されるテロップについて、市長をはじめとする特別職については、役職名及び氏名を掲載することに決定。特別職以外の職員については、役職名のみ掲載することに決定。また、議員については、会派名及び氏名とするか議席番号及び氏名とするかを検討したところ、議席番号は改選のたびにかわり、視聴者にとっては発言順番と勘違いされる可能性がある点などを考慮し、議員のテロップ表記は、会派名及び氏名を掲載することに決定。

### ④ 傍聴者への配慮

議場に撮影用のカメラを取り付けた際に、議席の全景を撮影した場合、傍聴席の一部がカメラに映りこむことが判明したため、傍聴券に「和泉市議会では、会議の様子を中継（インターネット、庁舎内）しています。傍聴席の一部が映り込むことがありますのでご了承願います。」という文言を記載することに決定。また、カメラに映りたくないが傍聴したい方への配慮として、市役所庁内の一室をテレビ傍聴場所として設け、その案内を議場の傍聴席入口に掲示することに決定。

※新庁舎移転後（令和3年5月～）は、1階マルチホールのモニターで中継映像を見られるようにしている。

### ⑤ 和泉市議会映像配信運営要綱の制定

議会映像配信を行うにあたり、その運営をより正確に行うため議員の提案により、配信内容や傍聴者への対応、著作権の所在等を明文化した和泉市議会映像配信運営要綱を平成21年9月7日付けで制定することに決定。なお、条文に記載はないが、各会議の映像をDVD形式にした保存版DVDの保管期限については、議会運営委員会において5年間とすることで決定。

## 協議経過

- ・議会運営委員会  
(平成20年) 6月9日  
(平成21年) 2月12日【議会映像配信の実施を決定】
- ・議会改革検討会議  
(平成21年) 4月7日、5月13日【③決定】、6月17日【②④決定】、  
7月23日、8月21日【⑤決定】
- ・議会運営委員会  
(平成21年) 9月18日【⑤保存版DVD保管期限決定（5年間）】  
(平成22年) 2月22日、3月17日【要綱の一部改正決定】  
(令和6年) 12月10日【議会運営委員会の映像配信実施を決定】
- ・広報広聴委員会  
(令和6年) 12月20日【議会運営委員会の映像配信についてホームページでの掲載を決定】

## 効果

開かれた議会の実現。

## 実施

本会議は平成21年第3回定例会から、予算・決算審査特別委員会は平成22年度から実施。議会運営委員会は令和7年第1回定例会から映像配信を実施。

議会録画映像は、和泉市議会ホームページ<https://www.gijiroku.jp/izumi/main/relay.html>からご覧いただけます。

また、議会開会時には、1階マルチホールのモニター・6階屋上庭園前のモニター及び、市議会ホームページにおいてライブ中継映像もご覧いただけます。

## 項目 7-2 常任委員会及び常任委員会協議会の映像配信実施

### 発 議

すでに本会議は平成21年第3回定例会から、予算・決算審査特別委員会は平成22年度から映像配信を実施しているが、さらなる「開かれた議会」の実現に向けて、常任委員会についてもユーチューブ等を用いて映像配信等を行うことに関して、議会運営委員会で検討が重ねられた。

### 結 果

平成24年6月から、ユーチューブを利用した常任委員会の映像配信の実証実験を開始することが決定した。（なお、平成25年6月には本格実施していくこととなる。）

また、その後も議員からの意見等をもとに都度協議をした。

#### ～実施概要～

- ・ 撮影対象：平成24年6月～ 常任委員会・常任委員会協議会  
：令和4年3月～常任委員会協議会（録画映像の配信）
- ・ 配信方法：インターネットライブ配信（常任委員会協議会はライブ中継のみ  
→令和4年3月から録画映像も開始）  
市役所庁内テレビライブ配信  
【本庁1号館2階市民課電子番号案内表示機（市行政情報PRディスプレイ）  
及び本庁2号館3階301号会議室】  
※新庁舎移転後【1階マルチホールのモニターと6階議会事務局前のモニター】  
インターネット録画配信 【会議の翌日から3日以内に配信開始・保存期間は1年間】
- ・ 撮影方法：委員側・理事者側を2台のWEBカメラで定点撮影する。  
※新庁舎移転後（令和3年5月～）は、本会議と同様に発言者を撮影している。
- ・ テロップ表記：会議名・日付のみ表示する。
- ・ 傍聴者への配慮

委員会室で理事者側を撮影する際は、傍聴席の一部がカメラに映りこむことがあるので、傍聴規則を改正し、傍聴券に「和泉市議会では、会議の様子を中継（インターネット、庁舎内）していません。傍聴席の一部が映り込むことがありますのでご了承ください。」という文言を記載する。また、市役所庁内の一室をテレビ傍聴場所として設け、その案内を委員会室入口に掲示している。

※新庁舎移転後（令和3年5月～）は、案内を1階の受付横に掲示している。

- ・ 和泉市議会映像配信運営要綱の改正

常任委員会映像配信を行うにあたり、平成21年9月7日付けで制定された、和泉市議会映像配信運営要綱の一部を改正。

## 協議経過

- ・ 議会運営委員会  
(平成23年) 12月13日【ユーストリームを用いた常任委員会の映像配信の実施決定】
- ・ 広報広聴委員会  
(平成23年) 12月16日【実施方法等について検討】
- ・ 議会運営委員会  
(平成24年) 3月14日【常任委員会協議会の映像配信（ライブのみ）実施決定】  
6月7日【映像配信運営要綱・傍聴規則の改正について決定】
- ・ 広報広聴委員会  
(平成24年) 1月6日、2月6日、3月27日、4月11日【実施方法等について検討】
- ・ 議会運営委員会  
(平成25年) 6月28日【本格実施が決定】
- ・ 広報広聴委員会  
(平成29年) 3月29日【YouTube配信に切り替え】
- ・ 広報広聴委員会  
(平成30年) 3月27日【映像配信システムの更新】
- ・ 広報広聴委員会  
(令和4年) 3月28日【委員会協議会の録画配信についてホームページでの掲載を決定】
- ・ 議会運営委員会  
(令和4年) 2月10日、3月15日【録画映像配信期間を5年に改める・委員会協議会も録画配信】
- ・ 広報広聴委員会  
(令和6年) 1月9日、3月26日【議会中継の録画映像配信開始日について検討】  
→現状どおりで決定。

## 効果

広報活動の一環、開かれた議会の実現。

## 実施

平成24年6月議会から実証実験を開始。

平成25年7月議会から本格実施。

平成30年3月26日以降に映像配信システムの更新を実施

令和4年第1回定例会の委員会協議会から録画配信を実施し、録画映像配信期間を5年に改正。

## 項目 8 会派視察の廃止

### 発 議

市の財政状況悪化のため、平成17年度から財政健全化計画が実施されることに伴い、議会としても何らかの対応をとるべきであるという意見をもとに、議員に対し会派視察費として年間12万円支給されている行政視察について検討する。

### 結 果

行政視察は議員活動において大変有意義なものではあるが、会派視察を凍結した際も政務調査費の調査旅費の項目が適用されることなどを理由に、平成16年12月17日開催の会派代表者会議において会派視察を当分の間凍結することに決定。その後、平成19年8月21日開催の検討会議の協議において、会派視察を廃止することに決定。なお、常任委員会視察については継続することに決定。

### 協議経過

・会派代表者会議

(平成16年) 12月10日、12月17日 【凍結と決定】

(平成19年) 8月21日 【廃止と決定】

### 効 果

会派視察の廃止により、財政健全化に資する。

### 実 施

平成17年度以降凍結し、平成19年9月から廃止。

## 項目 9 速記者派遣の廃止

### 発 議

本会議における速記者の扱いは会議規則※14第77条第2項に「議事は、速記法によって速記する」と定めがあり平成10年第2回定例会（平成10年6月30日開会）以降は外部業者に速記者の派遣を依頼している。

速記者のメリットとしては発言内容の確認を求められた際に、その場ですぐに確認できるという点が挙げられる。しかしながら発言内容を即座に求められる事例も少なく、デジタル方式の録音技術が普及したことで音声データを活用することが可能となり、速記者の派遣を持続する実益が少なくなっていることから速記者派遣の必要性を検討する。

### 結 果

速記者の派遣（外部業者への速記者派遣依頼による）を廃止した場合、約55万円（平成20年実績換算）の経費削減効果が見込めるため、廃止。

### 協議経過

・議会運営委員会

（平成21年）11月20日【決定】

### 効 果

速記者派遣の廃止により、財政健全化に資する。

### 実 施

平成22年3月25日付で会議規則を改正（77条2項の削除）し、平成22年度から廃止。

## 項目 10-1 議長交際費の減額

### 発議

主に各種団体が主催する会への参加費及び協賛金として割り当てられている議長交際費であるが、その予算額と執行額に開きがみられるため、減額修正の検討を行う。

なお、平成13年の会派代表者会議に至るまでには昭和56年度予算額116万4千円⇒昭和57年度予算額139万7千円⇒平成10年度予算額140万円という経過をたどる。

### 結果・協議経過

・会派代表者会議

(平成13年) 12月4日【(年間) 140万円⇒120万円に減額を決定】

(平成14年) 11月28日【(年間) 120万円⇒80万円に減額を決定】

(平成16年) 12月6日【(年間) 80万円⇒50万円に減額を決定】

(平成21年) 11月13日【(年間) 50万円⇒30万円に減額を決定】

(平成27年) 4月15日【和泉市議会議長交際費の支出基準等に関する要綱を制定】

### 効果

議長交際費の削減により、財政健全化に資する。

### 実施

それぞれ22年度予算より計上。

## 項目 10-2 議長交際費の公開

### 発議

平成13年4月1日から施行される和泉市議会交際費の閲覧公開に関する要綱と同主旨の要綱に基づき、市交際費・教育委員会交際費・市立病院交際費・水道部局交際費が市政情報コーナーにおいて公開されることに併せて議長交際費の公開を検討。また、市長交際費が平成17年7月分より市ホームページ上にて公開されていることを受け、市議会ホームページ上における議長交際費の公開を検討する。

### 結果・協議経過

・会派代表者会議

(平成13年) 2月22日【市政情報コーナーにおける公開を決定】

(平成20年) 4月11日【市議会ホームページにおける公開を決定】

### 効果

情報公開の充実。

### 実施

市政情報コーナーにおいては、平成13年4月分から公開。

市議会ホームページにおいては、平成20年4月分から公開。

## 項目 1 1 傍聴者に対するアンケートの実施

### 発 議

市議会に対する市民の意識を把握し、今後の議会運営に活かしていくため、本会議傍聴者に対しアンケートを実施することについて検討を行う。

### 結 果

性別の選択等、質問の内容によっては慎重な扱いが必要とされる部分もあるが、本アンケートについては議会運営に関する統計調査、参考調査という主旨で実施することとし、結果については1年ごとに集計したものを全議員に配付し、市議会ホームページ及び市議会だよりにおいて公開することに決定。

### 協議経過

- ・議会運営委員会  
(平成20年)3月18日、6月9日【決定】  
(平成21年)7月6日【市議会ホームページにおける公開を決定】

### 効 果

市民ニーズの把握による、よりよい議会運営及び議員活動の実現。

### 実 施

平成20年第2回定例会(平成20年6月16日開会)から本会議傍聴者に対し実施。

## 項目 1 2 質問席の設置

### 発 議

平成20年9月の改選における議員定数2名削減により、議席の1ブロック(3席)に空席が生まれた。議会映像配信の実施を控えていたことから空席部分を質問席として設けることを検討する。

### 結 果

議席ブロックの前中央3席を質問席とし一般質問(再質問以降)は質問席で行うことで決定。なお、質問の趣旨説明は従来どおり演台で行う。

### 協議経過

- ・議会運営委員会  
(平成20年)6月9日、6月20日【決定】、10月17日

### 効 果

わかりやすい議会運営の実現。

### 実 施

平成20年10月22日付で議事運営に関する要綱を改正し、平成20年第3回定例会(平成20年10月1日開会)から運用。

## 項目 13-1 会議録印刷部数の削減

### 発 議

会議録※15の作成は地方自治法第123条に議長の義務として規定されており、本市議会においては作成された会議録を、地方自治法第123条第4項に基づき市長に配布しているほか、各会派及び図書館施設等に閲覧用として配布している。

しかしながら、平成13年4月にインターネット上において会議録の閲覧及び検索ができる会議録検索システムが導入されたことや会議録作成費の削減、ペーパーレス化の推進等に伴い、その都度減額修正の検討を行う。

また、その後も議員からの意見等をもとに都度協議をした。

### 結 果

平成20年2月22日開催の議会運営委員会における減数決定に伴い、議員については、最低限各会派1冊ずつを配布することとし、その他希望する議員については、会議録をCD-R形式にして配布することに決定。

### 協議経過

・会派代表者会議

(平成13年)6月19日【40部⇒30部に減数を決定】

・議会運営委員会

(平成13年)6月19日【40部⇒30部に減数を決定】

(平成20年)2月22日【30部⇒15部に減数を決定】

・会派代表者会議

(令和3年)6月11日【令和3年第2回定例会以降の会議録については各会派への写しの配付は行わずPDFデータをサイドボックスに掲載することで決定】

### 効 果

会議録部数の削減により、財政健全化に資する。

### 実 施

【協議経過】のとおり、それぞれ削減。

※平成22年度以降は、会派の数によって部数は増減している。(1部増費用負担なし)

※令和3年度からの会議録は、データで全議員へ配付している。

10部の内訳は、議会図書室(1部)・議会事務局(1部)・市長(1部)・市政情報コーナー(1部)・TRC和泉図書館(1部)・TRCシティプラザ図書館(1部)・TRC北部リージョンセンター図書館(1部)・TRC南部リージョンセンター図書館(1部)・人権文化センター図書館(1部)・国立国会図書館(1部)となっています。

また、市議会ホームページにおいても、会議録の閲覧及び検索を行うことができます。

## 項目 13-2 会議録検索システム

### 発 議

従来、紙媒体でのみ閲覧可能であった会議録をデータ化し、インターネット環境が整った場所であればどこでも閲覧することができ、同時にキーワード検索や発言者の指定検索が行えることで瞬時に知りたい情報を手に入れることができる検索システムの導入を検討する。

また、その後も【協議経過】及び【実施】のとおり協議をして決定した。

### 結果・協議経過

・会派代表者会議

(平成12年) 6月6日

(平成13年) 2月22日【決定】

・広報広聴委員会

(平成27年) 6月26日【検索システムのページを仕様変更】

(平成30年) 12月18日【検索システムのページを仕様変更】

### 効 果

開かれた議会の実現。

### 実 施

平成13年4月から導入し、検索内容は本会議録については平成8年第1回定例会（平成8年3月1日開会）、委員会録については平成9年決算審査特別委員会（平成9年11月5日開会）以降を対象とする。

平成27年7月15日から検索システムのページを仕様変更した。

平成31年2月1日から検索システムのページを仕様変更した。

会議録検索システムは、和泉市議会ホームページ  
<https://ssp.kaigiroku.net/tenant/izumi/SpTop.html>からご利用いただけます。

### 項目 13-3 会議録速報版のホームページ掲載

#### 発 議

市議会会議録については、市民の皆様から、傍聴者アンケートや問い合わせ等で、迅速な公開について要望が寄せられていた。市議会としては市民サービスの向上を目的に迅速な会議録の公開を行うよう見直しを行った。

#### 結 果

本会議録及び委員会録の校正前の原稿を「会議録速報版」として、市議会ホームページ上に掲載することとした。

- 1 対象会議（議事録）本会議、臨時会、常任委員会、予算審査特別委員会、決算審査特別委員会
- 2 公開期間 会議日の概ね3～4週間後

#### 協議経過

- ・議会運営委員会  
(平成22年)6月4日【決定】

#### 効 果

開かれた議会の実現。【大阪府下の議会では初の取組み】 ※平成22年当時

#### 実 施

平成22年第2回定例会（6月11日～25日）から実施。  
令和7年第1回定例会以降、議会運営委員会についても実施。

会議録速報版は、和泉市議会ホームページ  
<https://www.gijiroku.jp/izumi/main/breaking-news.html>に掲載しております。

## 項目 14 一般質問の見直し

### 発 議

毎定例会において多数の議員が市政に対して一般質問を行っている。しかしながら、大阪府内の市議会の平均質問時間が約40分であるのに比べ、和泉市議会では「60分、ただし議長許可により30分の延長可」（議事運営に関する要綱第14条の4）と時間が確保されている。

しかしながら、議会映像配信の実施等により質問者が年々増加し、原則2日間とする一般質問の日程では対応ができなくなる可能性が出てきたため、一般質問の日程及び時間について検討を行う。

### 結 果

2度にわたる検討会議の場では、議員一人の持ち時間が原則60分間であることを再確認するに留まったが、平成21年第4回定例会（平成21年11月30日開会）の一般質問では、過去最大16名の議員が一般質問を行った。

このことを受け、議員の一般質問を行う権利を保障するため、予備日の設定や質問時間の会派割当等を検討した結果、一般質問の日程を3日間とすることに決定。また、一般質問が2日間で終了した場合、3日目の日程は休会とすることに決定。

なお、質問時間や質問方法（総括質問方式※16もしくは一問一答方式※17）については、1年間試行的に実施方法を見極めることとする。また試行的に会議時間も15分間延ばしている。

### 協議経過

- ・ 議会改革検討会議  
（平成21年）4月7日、8月21日
- ・ 議会運営委員会  
（平成22年）1月28日、2月22日、6月4日、6月17日【決定】
- ・ 会派代表者会議  
（平成23年）4月22日【平成23年第2回定例会から本格実施することに決定】

### 効 果

わかりやすい議会運営の実現。

### 実 施

平成22年第2回定例会から1年間試行、平成23年第2回定例会から本格実施。

## 項目 15 決算審査特別委員会日程の見直し

### 発 議

従来、前年度の決算内容を審査する決算審査特別委員会※18は、議会閉会中である11月中を目処に開催されている。しかしながら、従来の日程では、決算委員会における審査結果が通常10月末から取りかかる新年度予算の当初案に反映されないのではないかという点から、日程の見直しを行う。

### 結 果

従来、決算審査特別委員会を11月に開催していた背景には、第3回定例会で行われる役員選挙（議員改選時を除く）との兼ね合い等があったが、決算委員会における審査結果を新年度予算によりの確に反映するため、決算委員会の実施時期を見直すことに決定。

### 協議経過

- ・議会改革検討会議  
（平成21年）7月23日
- ・決算審査特別委員会  
（平成21年）9月14日

### 効 果

委員会審査結果について、次年度予算への反映の実現。

### 実 施

平成21年度決算審査特別委員会から見直し。（平成22年10月実施）

## 項目 16-1 予算・決算審査特別委員会審査方法変更

### 発 議

以前は、一般会計・特別会計・企業会計の順に、個々に質疑・討論・採決という方法で審議を行っていたが、平成23年予算審査特別委員会において、一般会計の採決後に関連する議案が撤回されたことにより審査がしづらいという声上がり、最終日に一括採決してはどうかという意見があり、方法等について協議が行われた。

### 結 果

採決方法については、最終日に各会計の一括討論・一括採決を行うことに決定。

### 協議経過

- ・会派代表者会議  
（平成23年）4月22日、5月19日【議会運営委員会で協議することで決定】
- ・議会運営委員会  
（平成23年）6月9日【最終日に一括採決することで決定】

### 効 果

採決結果が分かりやすく、審査の流れがスムーズ。

### 実 施

平成23年決算審査特別委員会から実施。

## 項目 16-2 予算・決算審査特別委員会の委員の質疑時間の目安について

### 発議

当時の決算審査特別委員会委員長から、限られた会議の時間の中で、正午や夕方休憩後に質疑をする委員については早口や省略して話している状況があるため、予算・決算審査特別委員会の質疑時間について協議を行った。

### 結果

質疑時間の制限はせず、目安として1時間以内で協力を願うことで決定。

### 協議経過

- ・議会改革検討会議  
(平成28年) 11月16日  
(平成29年) 1月27日【決定】

### 効果

委員の質疑時間が公平に確保できることとなった。

### 実施

平成29年予算審査特別委員会から実施。

## 項目 16-3 予算・決算審査特別委員会の在り方について

### 発議

現行の予算・決算審査は全議員の半数が委員として審査を行っているが、審査を行う当初予算議案は重要な案件であるため、全議員で審査できるように見直すべきとの意見があったことから、審査方法について協議することとなった。

### 結果

予算・決算の審査方法については、現行のとおり予算・決算審査特別委員会で審査することで決定。

### 協議経過

- ・会派代表者会議  
(令和4年) 7月26日
- ・議会運営委員会  
(令和5年) 9月1日、9月20日【議会改革活性化会議で協議することに決定】
- ・議会改革活性化会議  
(令和5年) 11月15日  
(令和6年) 1月19日、4月17日【決定】

## 項目 17 請願者の委員会出席

### 発 議

請願とは、意見や要望を行政に反映させるために議会に対して施策の実現を要望する制度で、請願の提出権は日本国憲法第16条で保障されている。

本市議会では、その取り扱いについて会議規則で規定しており、請願審査を充実させるため請願審査を行う各所管の委員会において、紹介議員※22が請願趣旨を述べることになっていることもあり、審査のさらなる充実や市民参画という観点から、請願者の委員会出席及び発言を認めることについて協議が重ねられた。

### 結 果

地方自治法が定める参考人制度を活用して、請願者が希望した場合は各所管の委員会に出席し、提出された請願書の趣旨説明（意見陳述）ができることで決定。これは請願者自らが意見陳述することにより、審査する委員にとっても有効な情報となり、審査の充実につながることとなった。

～請願審査方法～ ※請願意見陳述者＝参考人

- ① 委員長による参考人の要求を発議（従来の紹介議員と同様）
- ② 参考人・紹介議員入室
- ③ 参考人の意見陳述（出席人数は2人以内、説明時間は出席人数に限らず5分以内。）  
※ 参考人が出席しない場合は、紹介議員が意見陳述を行う。
- ④ 委員から参考人・紹介議員に対して質疑（参考人・紹介議員からの質疑は不可）
- ⑤ 参考人・紹介議員の退席（傍聴は可能）
- ⑥ 理事者の請願に対する所見
- ⑦ 委員から理事者に対して質疑、理事者の答弁
- ⑧ 討論・採決

※ 複数の請願が提出されている場合は、①～⑧を請願ごとに繰り返す。

※ なお、委員会に出席できるのは各請願ごとに2名までで、和泉市実費弁償条例第3条の規定により1,000円の日当が支給される。

### 協議経過

・議会運営委員会

（平成21年）9月7日

（平成22年）1月28日、5月17日、9月22日、11月22日、12月6日

（平成23年）2月21日【決定】

### 効 果

審査の充実・開かれた議会の実現。

### 実 施

平成23年第3回定例会から実施。

## 項目 18 ツイッター（現：X）による議会情報発信

### 発 議

平成24年第2回定例会から開始されるユーストリームを利用した常任委員会の映像配信の開始に合わせ、インターネットによる議会情報発信をより広く行っていく手段として、ツイッターを利用することについて検討された。

また、その後も議員からの意見等をもとに都度協議をした。

### 結 果

平成24年6月から、ツイッターを用いた議会情報発信の実証実験を1年間実施することが決定。

### 協議経過

- ・ 議会運営委員会  
(平成24年) 3月14日 【ツイッターを利用した議会情報発信の実施を決定】
- ・ 広報広聴委員会  
(平成24年) 3月27日、4月11日 【実施方法等について検討】
- ・ 広報広聴委員会  
(令和5年) 10月10日、11月1日 【「委員会視察」「議員研修会」「子ども議会」「正副議長就任」については試行的に1年間投稿することで決定。  
「議員の一言」の投稿は合意が得られなかったため、実施しないことで決定】

### 効 果

広報活動の一環、開かれた議会の実現。

### 実 施

平成24年6月から実証実験を開始予定。

令和5年11月から「委員会視察」「議員研修会」「子ども議会」「正副議長就任」についての投稿を試行的に実施。

## 項目 19 議会PRビデオの放映

### 発 議

現在、本市では株式会社ジュピターテレコム（主な事業内容：ケーブルテレビ放映）と契約し、市政情報について15分番組を1日3回放映している。

今回、映像配信を行っていることも含めて議会活動を積極的にPRする観点から、その番組内で議会PRビデオを作成し放映することに決定。

また、その後も【協議経過】及び【実施】のとおり協議をして決定した。

### 結 果

ケーブルテレビの「YOU・アイ・いずみ」が、約10分程度の議会PRビデオを作成し、番組内で放映。今後、小学校・中学校から議場の見学等の希望があった際に放映することを検討している。

### 協議経過

- ・議会運営委員会  
（平成21年）9月18日  
（平成22年）1月28日、6月4日【決定】
- ・広報広聴委員会  
（令和5年）11月1日【議会PR動画のホームページ掲載を決定】  
（令和7年）3月26日【議会傍聴用PR動画のホームページ掲載を決定】

### 効 果

広報活動の一環、開かれた議会の実現。

### 実 施

平成23年9月1日から15日まで1日3回、9時・15時・22時に放映された。

令和7年3月26日から市議会ホームページのトップページに議会傍聴PR動画のリンクを掲載した。

## 項目 20 市議会だより改革

### 発 議

平成10年の創刊以来、毎年4回発行している市議会だよりの作成は各会派選出の委員により構成される広報広聴委員会※19が行っている。当該委員会では、各号の紙面における議論もさることながら、市議会だより全般の改革案も話し合われている。

二色刷りとしていたものを、より多くの方に愛読してもらいたいという思いからテーマカラーを青色よりも目に優しいとされる緑色にしたことで市民の方からも好評を得た。

また、その後も議員からの意見等をもとに都度協議をした。

### 結果・協議経過・実施

#### ・市議会だより編集委員会

【タブロイド版の4ページからA4版の8ページに変更】

(平成13年)4月11日 ⇒ 市議会だより第15号(平成13年9月1日発行)から実施。

【紙面のテーマカラーを青色から緑色に決定】

(平成20年)4月11日 ⇒ 市議会だより第42号(平成20年5月1日発行)から実施。

#### ・会派代表者会議

【一般質問ページにおける議員の氏名掲載を決定】

(平成21年)4月30日 ⇒ 市議会だより第48号(平成21年12月1日発行)から実施。

【名称を『市議会だより編集委員会』から『広報広聴委員会』に変更、任意会議ではあるが公開する。

また、広報広聴委員会規程を制定し運用していくことを決定】

(平成22年)9月7日

【市議会だよりのページ数を8ページから10ページに変更】

(平成26年)1月15日、3月28日、4月10日、6月30日

⇒ 市議会だより第70号(平成27年5月1日)から実施。

【ページ数増に伴う掲載内容の検討】

(平成26年)7月23日、10月8日、11月5日 ⇒ 文字を大きくすることで決定。

12月16日 ⇒ ①顔写真を入れる、②フォントは11ポイント、

③字体は明朝で決定。

(平成27年)1月13日、3月26日 ⇒ 写真下の4行にタイトル、会派名を入れ、「議員」を省いて氏名のみで、後は正副委員長に一任することで決定。

## 結果・協議経過・実施

### ・広報広聴委員会

#### 【市議会だよりの多色化及びページ数】

(平成30年) 12月18日

(平成31年) 1月7日、3月26日、4月8日 ⇒ 多色化せず、ページも増やさないことで決定。

#### 【市議会だよりの多色化】

(平成30年) 6月29日、7月31日、8月30日、10月9日、11月5日

⇒ 平成31年度は多色化しないことで決定。

#### 【一般質問のQRコードを掲載することで決定】

(平成30年) 10月9日、11月5日、12月18日

⇒ 市議会だより第85号(平成31年2月1日発行)から実施。

#### 【市議会だよりの多色化及びページ数】

(平成30年) 12月18日

(平成31年) 1月7日、3月26日、4月8日 ⇒ 多色化せず、ページも増やさないことで決定。

#### 【マチイロへの掲載】

(平成31年) 3月26日、4月8日 ⇒ 掲載を決定。

#### 【市議会だよりのページ数】

(令和2年) 12月16日

(令和3年) 1月7日、3月26日 ⇒ 全会一致とならないため、増やさないことで決定。

#### 【本会議及び委員会における議員の賛否の公表】

(令和3年) 7月21日、8月5日、10月8日、11月8日、12月16日

⇒ 市議会だより第97号(令和4年2月1日発行)から実施。

#### 【ウェブアンケート実施】

(令和3年) 1月7日、3月26日

(令和4年) 11月1日、12月16日

⇒ 令和5年2月から1年程度で意見を募集することで決定。

#### 【市議会だよりのレイアウト変更(議案説明追加)】

(令和5年) 10月10日、11月1日 ⇒ 現状どおりとすることで決定。

#### 【市議会だよりのページ数】

(令和6年) 10月31日、12月20日

⇒ 市議会だより第110号(令和7年5月1日発行)より、  
10ページから12ページに変更することで決定。

#### 【市議会だよりのページ数増に係る記事内容】

(令和7年) 1月7日 ⇒ 予算・決算、常任委員会の報告等を増やすことで決定。

## 効果

市民に開かれた議会の実現及び積極的な広報の実施。

市議会だよりは年4回(2月1日・5月1日・9月1日・12月1日)発行しており、個別配布されている広報いずみへの折り込みのほか、市役所2階市政情報コーナーと6階議会事務局総務課で配布しております。

また市議会ホームページでは、過去の市議会だよりも公開しており、目の不自由な方に配慮した音声による市議会だよりも公開しています。

## 項目 21 市議会ホームページ改革

### 発 議

市民に開かれた議会の実現及び積極的な広報の実施のため、平成15年5月から開設された市議会ホームページにおいても、より見やすく分かりやすいホームページをめざし、その都度議員からの意見等をもとに検討を行う。

### 結果・協議経過・実施

#### ・会派代表者会議

【議長交際費の公開を決定】

(平成20年)4月11日 ⇒ 平成20年4月分から実施。

【議員名簿における顔写真の公開を決定】 10月24日

#### ・議会運営委員会

【発言通告※20(一般質問等)の内容の事前掲載を決定】

(平成21年)3月17日 ⇒ 平成21年第1回定例会分から実施。

【傍聴者に対するアンケート結果の公開を決定】

(平成21年)7月6日 ⇒ 平成20年度分から実施。

9月14日 『議会映像配信(ライブ・録画)を開始』

【議会要覧※21の掲載を決定】

(平成22年)1月28日 ⇒ 平成21年版から実施。

【会議録速報版の掲載を決定】

(平成22年)6月4日 ⇒ 平成22年第2回定例会分から実施。

【平成24年6月からツイッターを利用した議会情報発信を実施していくことを決定】

(平成24年)3月14日

## 結果・協議経過・実施

### ・広報広聴委員会

#### 【ホームページのリニューアルについて協議】

(平成23年) 4月11日、7月4日、7月26日 ⇒ 平成23年9月から全面リニューアル。

#### 【行政視察受け入れについての案内・行政視察申込書等のホームページ掲載を決定】

(平成23年) 12月16日

#### 【行政視察受け入れ自治体の公表を決定、 ツイッターを利用した議会情報発信の実施方法等について協議】

(平成24年) 1月6日、3月27日、4月11日

#### 【視察報告書のホームページ掲載を決定】

(平成25年) 11月5日、12月17日

#### 【特別委員会の視察報告書のホームページ掲載を決定】

(平成29年) 7月24日

#### 【個人メールアドレスの掲載は掲載しないことに決定】

(平成29年) 10月12日、10月30日、12月18日

(平成30年) 1月5日、3月27日

#### 【政務活動費の領収書等及び使途基準の掲載を決定】

(平成30年) 3月27日、4月10日、6月29日、  
7月31日、8月30日、10月9日、11月5日

#### 【ホームページの議員個人ページ掲載について、議員個人のメッセージは載せずに、レイアウトは正副委員長一任で作成することに決定、風景画はいずみアピール課所有の写真を選び、気に入ったものがなければ各自で用意した写真を掲載することで決定、顔写真は各自用意した写真を掲載することで決定。平成30年12月1日から議員個人ページを掲載し、レイアウトの詳細については、正副委員長に一任することで決定。】

(平成30年) 3月27日、4月10日、6月29日、7月31日、8月30日、  
10月9日、11月5日、12月18日

(平成31年) 1月7日

#### 【議員の賛否を令和3年第4回定例会から掲載することで決定】

(令和3年) 7月21日、8月5日、10月8日、11月8日、12月16日

#### 【ホームページを令和5年1月10日にリニューアル】

(令和4年) 7月1日、10月11日、11月1日、12月16日

#### 【表紙写真公募のホームページ掲載を決定】

(令和4年) 3月28日、4月8日、7月1日、8月1日

#### 【子ども絵画展とのコラボについて】

(令和5年) 7月4日、10月10日【決定】

#### 【議会カレンダーの仕様変更（Googleカレンダーの導入、議案書の公開）を決定】

(令和5年) 8月2日

#### 【請負項目の追加を決定】

(令和6年) 3月26日

#### 【議会運営委員会の映像配信項目の追加を決定】

(令和6年) 12月20日

## 効果

市民に開かれた議会の実現及び積極的な広報の実施。

## 項目 2 2 定例会日程の見直し

### 発 議

調整期間を設けるため、先に行っている常任委員会と後に行っている一般質問の議事日程を入れ替える案と、現行日程の本会議初日と常任委員会のために調整期間を設ける案の検討を行う。

### 結果・協議経過

- ・議会運営委員会  
(平成27年) 12月4日【常任委員会と一般質問の議事日程を逆にしてはどうかと委員から提案】
- ・会派代表者会議  
(平成27年) 12月14日【議会改革検討会議で検討を行うことで決定】
- ・議会改革検討会議  
(平成28年) 1月7日、1月20日【現行日程の本会議初日と常任委員会のために調整期間を2日設けることで決定】

### 効 果

従来と比較して、調整期間を確保することができた。

### 実 施

平成28年2月18日に申し合わせ事項を追加し、平成28年第2回定例会から適用。

## 項目 23 新型コロナウイルス感染症の対策

### 発 議

新型コロナウイルス感染症拡大の防止を目的とした各種協議を行った。

### 結果・協議経過

#### 【新型コロナウイルス感染症対策に関する要望書】

- ・会派代表者会議  
(令和2年) 4月17日 ⇒ 市長及び教育長に対して、要望書を提出することで決定。

#### 【議会における新型コロナウイルス感染者発生時の対応】

- ・議会運営委員会  
(令和2年) 5月1日 ⇒ 感染者発生時の対応についてのマニュアルのとおり対応することで決定。

#### 【新型コロナウイルス感染症の予防対策】

- ・議会運営委員会  
(令和2年) 5月1日など ⇒ 本会議開催の際には議場の各扉を開放したままで、本会議や委員会におけるマスク着用と一般傍聴の自粛のお願いを決定。

#### 【議場における理事者の配席】

- ・議会運営委員会  
(令和2年) 5月1日 ⇒ 1席分間隔を空けて着席することで決定。

#### 【各常任委員会及び協議会の開催場所等】

- ・議会運営委員会  
(令和2年) 6月3日など ⇒ 少しでも密集空間を避けるため、今回は予算審査特別委員会等での配席に倣う形で議場において開催し、通常 of 常任委員会同様、原則委員長と委員全景を映す形で議場のシステムでライブ配信することで決定。

#### 【和泉市議会議員一般選挙の選挙運動における新型コロナウイルス感染症への対応】

- ・会派代表者会議  
(令和2年) 8月21日 ⇒ 下記の申し合わせを行い、再認識という形で通知する。
  - ①多くの人が密集するような空間をできるだけつくらない。
  - ②市有施設での集会等を行う際は、新型コロナウイルス感染症対策に係る当該施設の使用条件を遵守し、施設管理者と協力し感染防止に努める。
  - ③新型コロナウイルス感染拡大を防止するための、手洗いの励行、マスクの着用、3密（密閉、密集、密接）を避けるなど必要な措置を講じる。

## 結果・協議経過

### 【決算審査特別委員会における理事者配席】

#### ・議会運営委員会

(令和2年) 10月21日 ⇒ 理事者の人数が多いため、下記の感染症予防対策を徹底して例年どおり全席を使用することに決定。

①出勤前の検温の実施。

②本会議、委員会等の開会約1時間前の検温実施及び37度5分以上の熱や、せき、咽頭痛などの症状を認める場合は、議会には出席しないこと。

③議場入出時は手指消毒の上、マスクを着用し入室すること。

### 【決算審査特別委員会での委員配席】

#### ・議会運営委員会

(令和2年) 10月21日 ⇒ 議員同士の間隔を空ける配席となるよう、議員傍聴席のところを委員席とし、議員の傍聴については一般傍聴席においてお願いすることで決定。

### 【一般傍聴の制限】

#### ・議会運営委員会

(令和2年) 11月19日 ⇒ 傍聴席を定員の2分の1に使用を制限し、座席の間隔を空けることで決定。

### 【一般傍聴の自粛】

#### ・議会運営委員会

(令和2年) 12月9日 ⇒ 大阪府のレッドステージ（非常事態）期間の対応方針により、できる限り不要不急の外出を控えていただくために、一般傍聴の自粛をお願いをすることで決定。

### 【新型コロナウイルス感染時の対応】

#### ・会派代表者会議

(令和3年) 1月26日 ⇒ 議員が新型コロナウイルスに感染した場合は正副議長に報告することとなっているが、議員が濃厚接触者となり保健所から自宅待機を要請された場合や、感染疑いによりPCR検査を受ける場合についても、随時正副議長への報告をすることで決定。

### 【予算審査特別委員会での委員配席】

#### ・議会運営委員会

(令和3年) 2月12日 ⇒ 決算審査特別委員会同様、議員同士の間隔を空ける配席となるよう、議員傍聴席のところを委員席とし、議員の傍聴については一般傍聴席においてお願いすることで決定。

### 【議員が新型コロナウイルス感染症の濃厚接触者と判定された場合の対応】

#### ・会派代表者会議

(令和4年) 2月18日 ⇒ 職員に準ずることで決定。なお、濃厚接触者で、検査キットを用いて検査を実施する場合は事務局へ報告することで決定。今後運用していく上で何か問題が生じた場合は再度協議することで決定。

## 結果・協議経過

### 【一般傍聴の自粛の解除】

- ・議会運営委員会

(令和3年) 6月23日 ⇒ 一般傍聴について、傍聴席入室時のアルコール手指消毒、検温、不織布マスク着用の協力をお願いした上で、傍聴席を2分の1に使用制限して、傍聴の自粛を解除することで決定。

### 【理事者配席】

- ・議会運営委員会

(令和3年) 6月23日 ⇒ 新庁舎移転に伴い、平時の配席に戻すことで決定。

### 【質問席におけるアクリル板の設置及び不織布マスクの着用】

- ・議会運営委員会

(令和3年) 11月18日、12月6日

(令和4年) 2月10日 ⇒ アクリル板の設置については、新型コロナウイルス感染症（オミクロン株）の状況を見極めた中で、もう一度議論していくことで決定。不織布マスクの着用は継続することで決定。

### 【一般傍聴の使用制限の解除】

- ・議会運営委員会

(令和4年) 6月3日 ⇒ 一般傍聴について、傍聴席を2分の1に使用する制限を解除することで決定。

### 【マスク着用】

- ・議会運営委員会

(令和5年) 3月13日 ⇒ 厚生労働省の通知に基づき、会議の出席者及び傍聴者のマスク着用は個人の判断に委ねることで決定。

### 【新型コロナウイルス感染症対策】

- ・議会運営委員会

(令和5年) 5月10日 ⇒ 新型コロナウイルス感染症法上の分類を5類に移行することから、今臨時会以降の会議における会議出席者及び傍聴者のマスク着用は個人の判断に委ね、議会フロアに事務局が設置しているアルコール手指消毒及び検温器は撤去することで決定。

## 効果

上記の取組みにより、新型コロナウイルス感染症拡大の防止に努めた。

## 項目 24 タブレット端末

### 発議

議会改革の一環としてICT（情報通信技術）を活用した議会運営を行い、事務の省力化やペーパーレス化を推進することを目的とし、タブレット端末の導入を検討する。

また、令和6年度改選以降のタブレット導入についても検討し、議員からの意見等をもとに協議をした。

### 結果・協議経過

#### ・議会改革検討会議

(令和元年) 5月27日【タブレット端末の導入について、令和2年度予算で要求できるよう、議会改革検討会議で検討していくことで決定】、

7月17日【12.9インチのiPad Pro、WiFi+Cellularモデルの導入を決定。SideBooks、LINEWORKSの導入を決定。】

(令和2年) 1月23日【利用範囲は議会活動全般（議員活動・会派活動）、公費負担は全額公費負担とすることなどを決定】

4月28日【電子化する資料を決定】

#### ・議会運営委員会

(令和2年) 10月21日【和泉市議会タブレット端末使用管理基準の制定と議事運営に関する要綱の一部改正等についてを協議し決定。

また、「令和2年11月開催の決算審査特別委員会以降の議場・委員会室等の会議の場にタブレット端末を持ち込み使用することを可とする」を申し合わせに追加することで決定】

#### ・会派代表者会議

(令和2年) 12月15日【会派から、タブレット端末の活用法の改善点について、協議の提案あり】

#### ・議会運営委員会

(令和3年) 2月12日【理事者のタブレット端末導入（特別職及び部長級職員は令和3年第2回定例会から、次長級及び課長級職員は令和4年4月から）より議員のタブレット端末導入（令和2年11月開催の決算審査特別委員会から）の方が先行するため、令和3年度の議案書等の製本については行わないものの、印刷・ホチキス留のものを配付することで決定】、

3月16日【タブレット活用検討会議の設置を決定】

#### ・タブレット活用検討会議

(令和3年) 4月22日【SideBooksのレイアウトについて、定例会・臨時会関係フォルダの中の議案書等フォルダの直下に開催中の定例会の議案書や補足資料等を入れることなどを決定】、

5月18日【常任委員会協議会資料について、目次、資料、別冊資料のそれぞれのデータを一つにまとめることなどを決定】、

6月7日【議案書等の形式について、横形式とすることなどを決定】、6月23日、

8月2日、8月20日【予算書と決算書の形式について、現行のとおりとすることなどを決定】

## 結果・協議経過

### ・議会改革活性化準備会議

(令和5年) 4月20日【今後は議会改革活性化会議の中で、タブレット端末の具体的な内容を協議することで決定】

### ・議会改革活性化会議

(令和5年) 6月30日【メールの開放、Office 365の導入、業務上必要な無料アプリのインストールの検討を決定】

9月8日【令和6年度導入のタブレットについては、12.9インチのiPad Pro、Wi-Fi+Cellularモデルとすることで決定。  
また、メールの開放、Office 365の導入を決定。】

(令和6年) 4月17日【アプリについて、議長に申請のあった議員にのみ、事務局がインストールすることで決定】

## 効果

ペーパーレス化及び議会運営の効率化の推進に資する。

## 実施

令和2年10月23日に和泉市議会タブレット端末使用管理基準を制定し、令和2年11月開催の決算審査特別委員会以降の本会議、常任委員会、特別委員会、議会運営委員会等の会議で実施。

## 項目 25 UDトーク

### 発 議

開かれた議会に向けて、聴覚障がい者等にも会議を円滑に傍聴できる環境を整備し、傍聴の充実を図るため、UDトーク※24の導入を検討する。

### 結果・協議経過

- ・会派代表者会議  
(令和3年) 6月11日【UDトークは、誤変換もあり、公式な記録ではない旨の注意書きを移動式モニター前に掲載したうえで、傍聴席の最前列にある記者席の2席分ほどのスペースに設置し、本会議中はその場所でUDトークによる文字起こしの画面を表示することで決定】
- ・議会改革活性化会議  
(令和5年) 8月7日【令和5年第3回定例会の一般質問から、UDトークのテキストデータから議員ごとに抜粋したものを、それぞれの議員個人のLINEWORKSに送付することで決定】
- ・議会運営委員会  
(令和5年) 11月20日【UDトークを活用したライブ中継の字幕配信を決定】

### 効 果

開かれた議会に向けた取組みの一環として、聴覚障がい者等にも傍聴できる環境を整備した。

### 実 施

令和3年6月11日に申し合わせ事項を追加し、令和3年第2回定例会から実施。

## 項目 26 電子採決

### 発 議

新庁舎（令和3年5月移転）の議場において、各議席に設置された採決ボタンを押すことで、議場内のモニターに賛否の結果を表示させることができる電子採決システムを導入することに伴い、所要の規定の検討を行う。

### 結果・協議経過

- ・議会運営委員会  
（令和3年）2月12日【和泉市議会会議規則の一部を改正する規則制定について案を提示】、  
3月16日【和泉市議会会議規則の一部を改正する規則制定についてを協議し、決定】
- ・会派代表者会議  
（令和4年）6月11日【議長の採決開始の宣告ののちに、賛成または反対のボタンを押すこと、  
議長の採決終了の宣告の後に締め切りを行い、可否の結果を宣告することなどを決定】

### 効 果

議場内の出席者のみならず、映像配信の視聴者にも、賛成・反対の結果を分かりやすく表示できるようになった。

### 実 施

令和3年3月29日に会議規則の一部改正し、令和3年6月11日に申し合わせ事項を追加。令和3年第2回定例会から実施。

## 項目 27 モニターへの資料表示

### 発 議

新庁舎（令和3年5月移転）の議場において、資料を表示する等、モニターの活用等、庁舎整備担当と調整しながら検討を行う。

### 結果・協議経過

- ・議会改革検討会議  
（令和元年）5月27日【モニターへ資料を表示できるようにしてはどうかと委員から提案】
- ・会派代表者会議  
（令和3年）6月11日【「資料表示申出書」及び資料のデータを、閉庁日を除いて一般質問初日の  
3日前までに事務局を通じて議長あてに提出し許可を得ることなどを決定】
- ・議会運営委員会  
（令和3年）9月1日【資料表示の開始と終了は、議員の指示により行うことなどを決定】

### 効 果

議員が資料表示する際の環境を整備した。

### 実 施

令和3年6月11日に申し合わせ事項を追加し、令和3年第2回定例会から実施。

## 項目 28 議会図書室団体貸出

### 発 議

議会図書室の活性化を目的として、和泉市立図書館が行っている「団体貸出」を利用し、定期的に議会図書室に図書を配架することを検討する。

### 結果・協議経過

- ・会派代表者会議  
(令和 4年) 4月19日【令和4年5月より1年間の試行実施をすることで決定】  
(令和 5年) 3月24日【令和5年度以降も継続することで決定】、  
4月20日【スケジュールを決定】  
(令和 6年) 4月17日【スケジュールを決定。令和7年度以降は、スケジュールについては、議長名で議員各位へ通知することで決定】

### 効 果

市立図書館の書籍を議会図書室で閲覧できる環境を整備した。

### 実 施

令和4年4月26日に和泉市議会図書室管理規程及び和泉市議会市立図書館団体貸出図書管理運営事務取扱要領を制定し、【協議経過】のとおり、それぞれ実施。

## 項目 29 オンライン研修会

### 発 議

泉大津市との二市議会相互の理解を深め、地方自治の振興発展と議会の審議能力の向上と議会調査機能の充実、強化及び議会活性化を進め議員の政策形成及び政策立案の能力向上のため、議員一人ひとりが共通に必要な知識を習得することを目的とした研修会開催にあたっての協議を行った。

### 結果・協議経過

- ・会派代表者会議  
(令和4年) 12月16日【決定】

### 効 果

新型コロナウイルス感染症の流行時において、感染予防対策として一部非対面で研修会を実施。

### 実 施

令和5年1月20日にZOOMを使用した議員研修会を開催。（泉大津市議会がZOOMで参加）

## 項目 30 和泉市議会BCP

### 発 議

東日本大震災（平成23年3月発生）は、地域に甚大な被害をもたらし、行政機関も大きな被害を受け、行政機能が停止あるいは低下し、二元代表制の一翼を担う議会においてもその機能が十分に果たされなかった経緯があり、それらの教訓から自治体でのBCP策定の流れが加速してきた。本市では、南海トラフ巨大地震の被害想定において、市域に大きな被害が発生する可能性があることを示しており、平成27年4月、「和泉市業務継続計画【地震災害編】」が策定された（令和3年9月改訂）。

また、令和2年1月に国内で初めて感染者が確認された新型コロナウイルス感染症においては、感染拡大に伴い市民生活や事業活動に多大な影響を及ぼし、本市においても、交代制勤務の導入など、「和泉市業務継続計画【新型インフルエンザ等編】」（平成27年4月）に基づき、未知のウイルスへの対応を行い、市議会では、傍聴の制限や自粛など活動を一定制限する事態となった。

これらのことから、二元代表制の一翼である意思決定機関、住民代表機関としての議会が、大規模災害など非常事態においても、議会の機能を維持し、迅速な意思決定と多様な市民ニーズの反映に資するため、必要となる組織体制、行動基準、環境整備を定めた「和泉市議会BCP（業務継続計画）」の策定を検討する。

### 結果・協議経過

#### ・議会改革検討会議

（平成26年）2月13日、8月26日

（平成27年）2月9日【災害時における議会の役割について、近隣市の対策状況を調査することで決定】、

7月27日【災害時における議会の役割について、どのような取り決め内容をしているかについて、他市の状況を詳細に示すことで決定】

8月28日【「和泉市において震度5以上の地震が発生したとき及び特別警報が発表されたときは、議員の安否、連絡場所及び必要に応じ情報提供事項を事務局（局長）に連絡する」を申し合わせに追加することで決定】

#### ・会派代表者会議

（令和4年）12月15日【今後、事務局案を作成し協議していくことで決定】

（令和5年）1月26日、2月17日、3月24日【令和5年4月1日から運用を開始することで決定】

### 効 果

非常事態においても、議会の機能を維持し、迅速な意思決定と多様な市民ニーズの反映に資するための組織体制、行動基準、環境整備を定めた。

### 実 施

令和5年4月1日から運用を開始。

## 項目 3 1 和泉市議会の個人情報の保護に関する条例の制定

### 発 議

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律の施行により、個人情報の保護に関する法律が改正された。このことに伴い、議会独自の個人情報の保護に関する条例を制定する必要があるため、協議を行った。

### 結果・協議経過

- ・会派代表者会議  
(令和4年) 5月24日、7月26日、9月8日、12月15日【決定】
- ・議会運営委員会  
(令和5年) 2月10日、3月13日

### 効 果

議会における個人情報の適正な取扱いに関し必要な事項を定めるとともに、議会が保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止を求める個人の権利を明らかにすることにより、議会の事務の適正かつ円滑な運営を図りつつ、個人の権利利益を保護する。

### 実 施

令和5年3月24日に「和泉市議会の個人情報の保護に関する条例」を制定し、令和5年4月1日から施行。

## 項目 3 2 和泉市議会議員の請負の状況の公表に関する条例の制定

### 発 議

地方自治法第92条の2の「請負」の定義が不明確であり、失職を恐れ、立候補を躊躇することや、個人請負の全面禁止による議員のなり手不足が課題であったが、地方自治法の一部改正により、議員に係る請負に関する規制の明確化及び緩和がなされることとなった。このことに伴い、議会運営の公正、事務執行の適正を損なうこととならないよう、議員個人の請負の状況の透明性を確保するため、和泉市議会として条例制定について協議を行った。

### 結果・協議経過

- ・議会改革活性化会議  
(令和5年) 9月8日、11月15日  
(令和6年) 1月19日【決定】
- ・議会運営委員会  
(令和6年) 2月8日、3月12日
- ・広報広聴委員会  
(令和6年) 3月26日【請負の状況の公表に伴う市議会ホームページの変更を決定】

### 効 果

議員が和泉市に対し請負をする者又はその支配人である場合における請負の状況を公表すること等により、請負の状況の透明性を確保し、もって和泉市議会の運営の公正及び事務の執行の適正を図る。

### 実 施

令和6年3月25日に「和泉市議会議員の請負の状況の公表に関する条例」を制定。令和6年4月1日から施行し、令和5年4月1日に始まる会計年度における請負から適用する。

### 項目 3 3 常任委員会における補正予算説明

#### 発 議

補正予算議案は、本会議初日に上程された際に、各部長から議案説明を行い、所管の常任委員会に分割付託される。その後の委員会審査の際には、原則議案説明を省略する運用となっていて、理事者から説明したいという申し出がある場合は委員長の許可を得て議案説明をしている。しかし、委員会での議案説明が省略されることで、映像配信を見ている市民に分かりにくいことや、常任委員会によって議案説明の有無が異なることから協議することとなった。

#### 結果・協議経過

- ・議会運営委員会  
(令和6年)10月22日【常任委員会における補正予算の補足説明は原則として行い、軽微なものは所管する正副委員長の判断で説明は省略可能とすることで決定】

#### 効 果

常任委員会においても補正予算の議案説明があること。

#### 実 施

令和6年10月22日に申し合わせ事項を追加。令和6年第4回定例会から実施。

### 項目 3 4 反問権

#### 発 議

令和7年8月22日に京都府京丹後市へ議会運営委員会で行政視察を行ったことにより、本市議会においても反問権についての検討を行うこととなった。

#### 協議経過

- ・議会運営委員会  
(令和7年)9月1日【視察後、反問権の導入について、議会改革活性化会議で検討していくことで決定】
- ・議会改革活性化会議  
(令和7年)9月18日、11月18日  
【「質問の趣旨・内容の確認」の範囲で、反問権を導入することで決定】、  
12月18日【次のとおり導入することに決定。  
①対象とする会議体は、本会議、委員会（特別委員会も含む）及び協議会とすること  
②対象者は、答弁を行う者。  
③明文化するための方法として、本会議及び委員会（特別委員会も含む）は和泉市議会会議規則を一部改正し、協議会は申し合わせに追加する。  
④一般質問の際の持ち時間について、反問権行使中は原則止めない。】

### 3. 議会改革・改善時系列表

年 月	内 容
平成2年 12月	市長等の特別職就任時への贈答品、正副議長就任祝等の受取廃止
平成3年 7月	葬儀出席時における粗供養（現金）受取拒否
平成8年 12月	議会内会議の禁煙の実施
平成9年 12月	議会内会議の湯茶接待の廃止
平成10年 1月	市議会だよりの創刊
3月	委員会室の設置
6月	議場の改修
平成11年 4月	海外視察議員旅費の廃止
4月	委員会視察以外の視察時への事務局随行の廃止
7月	子ども議会への協力
10月	和泉市個人情報保護条例の実施機関として参入
11月	議会独自による市内葬儀における線香配布の廃止
平成12年 11月	議長交際費の市政情報コーナーへの常設公開の実施
平成13年 2月	議長交際費について市政情報コーナーで公開
4月	友好都市への旅費予算計上廃止（要望があった場合を除く）
6月	会議録検索システムの導入
6月	会派控え室へのパソコン配布
9月	市議会だよりの紙面変更（タブロイド版4ページからA4版8ページへ）
12月	会議録における再生紙利用開始
平成14年 4月	会議録印刷部数の削減（例規検索システム導入により40部→30部へ）
7月	委員会協議会における一般傍聴を許可
平成16年 5月	市議会ホームページ単独開設
12月	審議会等に対して委員会室の貸し出しを許可
平成18年 12月	行政視察時における新幹線グリーン車使用の廃止
12月	会議録における「君」表示の取りやめ
平成19年 4月	議員報酬の一律2%削減（平成20年9月まで）
9月	会派視察の廃止（平成17年度から凍結）
平成20年 3月	傍聴受付の無人化実施
4月	傍聴受付に閲覧用の議案書（5部）を配置
3月	議長交際費について市議会ホームページで公開
4月	各会派メールアドレスの新設
4月	改選前における議員集合写真に対する公費支出廃止
4月	会議録印刷部数の削減（議員へはCD-R形式での配布により30部→15部へ）※平成21年4月からは会派増のため16部（1部増費用負担なし）
5月	市議会だよりの紙面テーマカラーの変更
5月	市議会ホームページにおいて議長交際費の公開開始
6月	傍聴者アンケートの実施
9月	議員報酬の全議員振込み実施
9月	議員定数の2名削減
9月	議長、副議長及び議員報酬の日割り支給の実施

年	月	内 容
平成20年	10月	議場における質問席の設置
	11月	市議会ホームページにおいて議員顔写真掲載開始
平成21年	3月	市議会ホームページにおいて一般質問通告内容掲載を開始
	4月	政治倫理に関する条例及び施行規程の制定
	4月	政務調査費使途基準内部規程の制定
	4月	委員会室の使用基準緩和（委員会室貸出運用基準の制定）
	7月	市議会ホームページにおいて傍聴者アンケート結果の掲載を開始
	9月	審議会等への議員の参画見直し実施
	9月	議長公用車の廃止
	9月	議会映像インターネット配信（本会議）の実施
	9月	傍聴受付時における年齢記載の削除
	12月	市議会だよりにおける一般質問者の氏名掲載開始
平成22年	4月	議会映像インターネット配信（予算、決算特別委員会）の実施
	4月	速記者派遣の廃止
	4月	会議録における「障害者」の害の字をひらがな表記へ変更
	6月	会議録速報版のホームページ掲載
平成23年	6月	一般質問における、一問一答制の本格実施
	9月	市議会ホームページリニューアルを実施
	9月	参考人制度を活用した請願者の意見陳述が可能に
	10月	予算・決算審査特別委員会での最終日一括採決を実施
	12月	常任委員会の映像配信の実施を決定（ユーストリームを活用）
平成24年	3月	常任委員会協議会の映像配信（ライブのみ）の実施を決定
	6月	常任委員会・協議会の映像配信及びツイッター（現：X）による議会情報発信を開始
	6月	議員報酬の一律5%削減（平成24年7月1日～平成28年3月31日）
平成25年	12月	行政視察報告書のホームページ掲載
平成27年	5月	市議会だよりを10ページに変更
平成29年	4月	常任委員会の映像配信をYouTubeに変更
平成30年	7月	政務活動費の領収書をホームページに掲載

年 月	内 容
令和2年 4月 10月 11月	議員報酬を令和2年度の改選まで10%返納 和泉市議会タブレット端末使用管理基準を制定（タブレットを運用開始） 議員報酬を令和2年度まで10%返納
令和3年 6月 12月	新庁舎移転に伴い、UDトーク、ヒアリンググループシステム、電子採決及びモニターへの資料表示を開始 新庁舎移転に伴い、親子傍聴席を設置 議員の賛否の公表を開始
令和4年 3月 5月	常任委員会協議会の録画映像配信を開始 議会図書室団体貸出実施開始
令和5年 1月 1月 3月 4月 4月 7月	市議会ホームページリニューアルを実施 オンライン研修会の開催 和泉市議会の個人情報の保護に関する条例を制定 議会改革活性化会議を設置 和泉市議会議会BCP運用開始 夏休みの議場見学を実施
令和6年 3月 3月 12月	和泉市議会議員の請負の状況の公表に関する条例を制定 請願・陳情の手引きをホームページに掲載 常任委員会における補正予算説明を実施
令和7年 2月 3月 5月	議会運営委員会の映像配信を開始 議会傍聴用PR動画をホームページに掲載 市議会だよりを12ページに変更

## 4. 参考資料

### 【語句説明】

#### ※ 1 財政健全化計画

和泉市において平成16年11月に作成され、平成17年から平成21年までの5年間について、財政健全化の観点から取りまとめられた中期財政見通し。

#### ※ 2 会派代表者会議

政策的に似通った議員によって結成される会派に基づいて、それぞれの代表者が集まって議会全体における協議を行う会議。議会の調整的役割を担う。

#### ※ 3 定例会

付議事件の有無にかかわらず、定例的に招集される議会の会議のことをいう。和泉市議会では、和泉市議会定数回条例に基づき年4回開会される。

#### ※ 4 役員選挙

議長、副議長及び常任委員会等の議会を構成する役員を選出するときの総称。

#### ※ 5 特別職

地方公務員のうち、長、議員、教育委員会の委員等のように、就任や採用等に当たり、選挙、議会の同意を得るなどの方法がとられ、競争試験によるなど成績主義の原則になじまない種類の地方公務員をいう。なお、本書においては、議員以外のことを指して用いている。

#### ※ 6 政務調査費（現：政務活動費）

議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、交付することができる金銭的給付をいう。

#### ※ 7 行政実例

法令の解釈・運用について所管省庁の見解を示したもの。都道府県・市町村からの照会に対して所管省庁が回答するという形式をとるもの。

#### ※ 8 議会運営委員会

円滑な議会の運営を期すため、議会運営の万般について協議し、意見調整を図る場として設置された委員会をいう。

#### ※ 9 本会議

全議員で構成する議会の会議のことをいう。地方自治法上は「会議」又は「議会の会議」と規定されている。

#### ※ 10 議案審議

議会の議決を経るため、長又は議員若しくは委員会が、議会に提出する案件のことを議案といい、提出された案件の審査を行うことを議案審議という。

#### ※ 11 一般質問

議員が、その属する地方公共団体の行政全般にわたり、執行機関に対し事務の執行状況及び将来に対する方針等について所信を質し、あるいは報告、説明を求め又は疑問を質することをいう。

#### ※ 12 臨時会

定例会のほかに、臨時の必要がある場合、特定の事件に限ってこれを審議するために随時招集される議会のことをいう。

### ※13 簡易表決

議長が表決をとろうとする場合、起立表決が原則であるが、表決の対象となる問題が簡単又は軽微であり、問題の可決に対し反対者がないと予想される場合は、これに対して異議がないかを会議に諮り、異議がなければ、可決の旨を宣告する表決のとりかたのことをいう。

### ※14 会議規則

議会がその議決によって会議の運営に関する一般的な手続き及び内部規律等を定めた規則のことをいう。

### ※15 会議録

会議の次第をそのまま記録した公文書で議事運営を公認する書面又は電磁的記録のことをいう。

### ※16 総括質問方式

一般質問における質問方法のひとつで、数個の質問事項について一括して行う方式。

### ※17 一問一答方式

一般質問における質問方法のひとつで、質問事項ごと質問を行い、ひとつの質問事項が終了した後に次の質問に移る方式。

### ※18 決算審査特別委員会

決算審査という特定事件のために設置される委員会のことをいう。和泉市議会では、毎年10月か11月に開催されるのが通例である。

### ※19 広報広聴委員会

年4回発行される市議会だよりの編集、市議会ホームページ、議会映像配信など広報・広聴に関することを協議する任意会議のことで、各会派から1名ずつ選出された委員によって構成される。

### ※20 発言通告

議会の会議で議題とされる事件について議員が発言を求める場合に、あらかじめ議長に発言の趣旨等を告知知らせることをいう。

### ※21 議会要覧

議会の構成、活動状況等を記録した冊子のことをいう。和泉市議会では毎年ごとに作成しており、平成22年4月からホームページ上において公開している。

### ※22 紹介議員

請願の紹介を行うため、請願書の表紙に署名又は押印した議員のことをいう。  
なお、紹介議員は、審査のため必要があるとして説明のため出席を求められたときは、これに応じなければならないが、和泉市議会では、紹介議員からの説明を求めるのが例である。

### ※23 予算審査特別委員会

予算審査という特定事件のために設置される委員会のことをいう。和泉市議会では毎年3月定例会中に開催されるのが通例である。

### ※24 UDトーク

音声認識で声を文字化することで聴覚障がい者等のコミュニケーションをサポートできるアプリ。

「議会改革の歩み」

令和8年3月改訂

編集・発行：和泉市議会

問い合わせ先：〒594-8501

大阪府和泉市府中町二丁目7番5号

和泉市議会事務局

(TEL0725-99-8154)